

令和4年度 新産業創出支援事業補助金

伊勢市では、新たな製品開発や新産業の創出に取り組む優れた技術を持つ中小製造業者またはその団体の育成を支援するため、「新産業創出支援事業補助金」制度を設けています。
新製品・新技術等の研究開発に要する経費に対し、その一部を補助します。

1 募集期間等

令和4年4月1日(金)～5月27日(金) ※申請書類等は市ホームページをご覧ください。
必要書類を揃えて伊勢市産業観光部商工労政課(伊勢市役所本庁舎東館3階)まで

2 補助対象者

- (1) 伊勢市内に本社を有する中小製造業者及び情報処理などのサービス関連企業
- (2) 伊勢市内に有する事業所において、補助対象事業を行う中小製造業者及び情報処理などのサービス関連企業
- (3) 中小製造業者の団体であって、構成員の3分の2以上が前記(1)(2)のいずれかの要件を満たす者
- (4) 研究開発終了後一年以内に、市内に事業所を設置する中小製造業者及び情報処理などのサービス関連企業

3 補助対象事業

- (1) 新製品・新技術等の研究開発事業
- (2) 補助対象となる経費が、200万円以上となる事業
- (3) 研究開発に要する期間が、令和6年1月末までに終了する事業とする。
- (4) 補助事業は、令和4年4月1日以降に新規に開始された事業とする。

4 補助事業の概要

- (1) 補助対象経費から国・県の補助額を除いた額の2分の1以内
- (2) 研究開発費(機械装置・工具器具費、原材料費、外注加工費、直接人件費、調査研究費、委託費)、特許権の取得に関する経費、その他
- (3) 研究開発に要する期間全体を通じた補助金の上限は200万円

5 補助事業の概要

本補助金の活用をお考えの方は事前に下記までご相談ください。申請者には伊勢市新産業創出支援事業審査委員会の会議にて、プレゼンテーションを行っていただきます。



受付・問い合わせ：伊勢市産業観光部商工労政課
〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号
電話 0596-21-5512
FAX 0596-21-5651